

# 国民年金保険料の納付が困難な方へ 国民年金保険料の免除・納付猶予申請ができます！

## 国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

### ●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

#### メリット1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※ 納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

#### メリット2

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

## 次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます！

### ① 退職（失業等）により納付が困難な方

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※ 退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※ 免除等申請ができる期間 ・過去期間……申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。 ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

### ② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方	以下のいずれにも該当する方 ○新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。 ○所得が相当程度まで下がった場合 令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方 ※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。 ※2 所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。 ※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、 <u>世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。</u>
保険料の納付が免除される期間	・過去期間……申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。 ※ 臨時特例措置の対象となる収入が減少した任意の月については、以下の通りです。 令和元年度申請：令和2年2月～令和3年7月、令和2年度申請：令和2年2月～令和3年7月 令和3年度申請：令和2年2月～令和4年7月、令和4年度申請：令和3年1月～令和5年7月

※ 複数年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができますが、申請書は申請する年度ごとに1枚必要となりますのでご注意ください。

**手続き方法は裏面へ→**

# 手続きについて

## ●申請書による申請

### 1 申請書の記入

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入してください。

### 2 申請書を提出

次のいずれかに提出してください。郵送でも手続きできます。

- お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口
- お近くの年金事務所

次のいずれかに該当する方は、それに掲げる書類を添付してください。

(1) 退職（失業等）により納付が困難な方…失業した事実が確認できる証明書類の写し

〔雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など〕

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方…所得の申立書

※ 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」や「所得の申立書」は市（区）役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

## ●電子申請【電子申請の場合、紙の申請書の記入が不要となります。】

### 申請方法

#### 1 マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。

#### 2 マイナポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、マイナポータルへログイン。

「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認し「手続きに進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

#### 3 案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

次のいずれかに該当する方は、それに掲げる書類の画像をアップロードしてください。

(1) 退職（失業等）により納付が困難な方…失業した事実が確認できる証明書類

〔雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など〕

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方…所得の申立書

手続き及び申請方法は[こちらから](https://myna.go.jp)

マイナポータル

検索

<https://myna.go.jp>

電子申請の概要は[日本年金機構ホームページをご覧ください。](https://www.nenkin.go.jp/)

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

## ●退職（失業等）により納付が困難な方の添付書類について

過去に同一の失業等の理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付等したことがある場合は、あらためて添付等する必要はありません。

## ●提出期限

すみやかに提出してください。（申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。）

# 免除された保険料を後から納めることはできますか？

免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。

免除された期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少くなります。追納すると、保険料を全額納付したときと同じになります。

- 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
- 追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- 免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

# 産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

■届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。

免除された期間も保険料を納付したものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上の死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

■すでに免除手続や納付をしていても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口に届出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

「免除」、「追納」及び「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構  
Japan Pension Service

日本年金機構

検索